

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年8月24日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了のため、一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員 委嘱候補者

氏名	備考	新任 再任
なかの かずお 中野 和雄	一宮市教育長	再
のだ しんご 野田 眞吾	教育文化部長	再
うつき やすし 宇都木 寧	弁護士	再
あさい せいじ 浅井 清史	公認会計士	再
すがの いくこ 菅野 育子	愛知淑徳大学教授	新
いとう ふみえ 伊藤 文栄	施設利用者代表	再
わかばやし まゆみ 若林 真由美	施設利用者代表	再

2. 委嘱期間

平成30年9月27日から平成31年9月26日まで

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する図書館について、図書館運営業務に係る委託の導入に伴い、委託期間中における図書館運営業務委託の受託者（以下「受託者」という。）の事業状況を評価するため、図書館運営業務委託評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、受託者があらかじめ作成する業務計画書等の記載内容と受託者が実際に提供した業務内容について比較検討を行うため、次に掲げる事項について審査し、評価するものとする。

- (1) 図書館運営業務の実施状況
- (2) 図書館の利用状況
- (3) 利用者意見の調査結果
- (4) 運営業務実績の自己評価
- (5) 図書館の現地調査結果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員7名をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育文化部長
- (3) 弁護士
- (4) 公認会計士
- (5) 学識経験者
- (6) 施設利用者代表

2 委員会に会長及び副会長を置き、会長には教育長、副会長には教育文化部長をもって充てる。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。

この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部図書館事務局が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成30年8月24日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
相当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
6	一宮市地域精神障がい者家族会びわの会 会長 おちあい ひさこ 落合 久子	第8回こころの健康セミナー	・講演会 「障害者の自己実現に向けて」 (仮)～「当事者研究」の研究から見えてきたこと～ 講師： 熊谷 晋一朗氏	12月2日 (日)	尾張一宮駅前ビル iビル2階 大会議室	無料	(6)
7	地域別県民文化大祭典2018 中央実行委員会 実行委員長 よこた まさゆき 横田 正行	地域別県民文化大祭典2018	・記念式典 ・教育講演会 ・コンサート ・模擬店、バザー ・文化行事など	9月29日 (土) ～ 11月25日 (日)	一宮スポーツ文化センター・宮前広場ほか 県下39会場	有 料 大 人 1,000 円 中・高 校 生 500 円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
25	一宮北モラロジー事務所 代表世話人 やまぐち ぶんいち 山口 文一	ニューモラル講演会	公益財団法人モラロジー研究所の生涯学習講師による講演会	10月14日(日)	鉄砲町公民館	有料 200円	(6)
26	木曾川文化創造ワークショップ 代表 はせがわ かずたか 長谷川 一貴	第69回きそがわふれあいコンサート 新春! 民謡(うた)と三絃の玉手箱 in一宮	民謡と三絃によるコンサート	平成31年 1月27日(日)	木曾川文化会館	有料 1,000円	(6)
27	社会福祉法人樫の木福祉会 理事長 きたがわ のぼる 北川 登	第18回かしの木フェスティバル	各種団体等のステージや模擬店、フリーマーケット等	11月11日(日)	富田山広場(尾西グリーンプラザ北)	無料	(4) (6)
28	オフィスヨコタ 代表 よこた あきこ 横田 明子	0才からのジャズコンサート	赤ちゃんから大人まで楽しめるジャズコンサート	11月17日(土) ～ 11月18日(日) (全5回公演)	大口町健康文化センターほほえみプラザ	有料 大人 1,200円 子ども 300円	(6)
29	一般財団法人 言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ 代表理事 すずき けんし 鈴木 堅史	講演会「7か国語で話そう。」	外国語習得を最新の脳科学から考える講演会	平成31年 1月25日(金) 1月26日(土)	iビル 大会議室	無料	(6)
30	一般社団法人実践倫理宏正会 一宮支部 支部長 おぎわら ふきえ 荻原 房枝	ファミリーの集い	「明るく仕合わせな家庭」の実現に向けて体験発表などを行う集い	10月28日(日)	アイプラザ一宮	無料	(6)
31	地域の芸能、和太鼓を広める会 事務局代表 とうご 藤後 とよみ	鼓童 稲尺公演	鼓童による和太鼓の公演	平成31年 3月23日(土)	名古屋文理大学文化フォーラム	有料 大人4,000円(当日券 4,500円) 小中学生 1,500円	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
32	一宮市消防本部 消防長 にしお よしたか 西尾 欣孝	第40回一宮市 消防音楽隊定期 演奏会	消防音楽隊による音楽 演奏会	10月28日(日)	一宮市民会館	無料	(1) (6)